

令和3年度 戦略的広域観光振興事業委託
プロポーザル実施要領

飯塚市 経済部 商工観光課

令和3年5月

この要領は、飯塚市（以下「発注者」という。）が「戦略的広域観光振興事業委託」の受託者（以下「受注者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し契約を行うための必要な手続き等について定めるものとする。

1 業務の目的

本業務は、飯塚市と嘉麻市、桂川町が1対1で締結した定住自立圏形成協定の内容を踏まえ、圏域としてめざすべき将来像とその実現に向けた具体的取組として、2市1町（「飯塚市」、「嘉麻市」、「桂川町」）と受託事業者が連携し、筑豊地域における新たな広域観光ルートの構築、国内外の観光者・観光事業者等へのPR活動を行うことにより、インバウンドの推進等、圏域外からの誘客促進に取組み、宿泊を伴うような高い経済効果が見込め、ターゲットを明確にした事業を展開することで、地域経済および地域の活性化をめざすことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

戦略的広域観光振興事業委託

(2) 履行場所

飯塚市 外 地内

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙「戦略的広域観光振興事業委託仕様書」（以下、仕様書）のとおり

(5) 見積限度額

4,294,544円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年飯塚市告示第28号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、飯塚市有資格者名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に規定する暴力団または暴力団員ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

- (5) 国税・都道府県税・市区町村税の未納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 福岡県内に本社、本店、支社、支店などの事業所を開設していること。
- (10) 過去に本業務と同種又は類似業務の実績があること。

4 事業者の公募

- (1) 市ホームページに掲載し、事業者を公募するものとする。
- (2) 公募の期間は、令和3年5月20日（木）から令和3年6月4日（金）までとする。

5 実施スケジュール

項目	期 日
① 募集開始	令和3年5月20日（木曜日）
② 質問票提出期限	令和3年5月31日（月曜日）午後5時15分
③ 質問票回答期限	令和3年6月2日（水曜日）
④ 参加表明書提出期限	令和3年6月4日（金曜日）午後5時15分
⑤ 提案書等提出期限	令和3年6月9日（水曜日）午後5時15分
⑥ 第一次審査結果通知	令和3年6月16日（水曜日）予定
⑦ 第二次審査(プレゼンテーション)	令和3年6月23日（水曜日）予定
⑧ 第二次審査結果通知	令和3年6月30日（水曜日）予定

6 審査方法及び審査手順

提案書類等の審査は、戦略的広域観光振興事業委託受託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）（6名）において行う。

(1) 一次審査

審査委員会は、提案者が多数となった場合（4者以上となった場合）は提出された書類により業務実績等を勘案し、二次審査参加者を3者選定するものとする。提案者が3者以内の場合、一次審査は実施しない。

一次審査の結果は、すべての提案者に書面で通知を行う。その際一次審査の通過者には、併せて二次審査実施の通知を行う。なお、総合得点が複数者で同点となった場合は、

すべて同じ順位とする。

(2) 二次審査

- ①一次審査通過者のプレゼンテーションによる審査を実施する。プレゼンテーションの時間は1者につき、15分以内とし、15分間の質疑応答時間を設ける。
- ②原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- ③参加人数は2名以内とする（説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となるものとする）。
- ④提案書やプレゼンテーション審査中に事業者名を表明しないものとする。また、プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前10分以内とする。なお、スクリーンについては飯塚市が準備する。
- ⑤プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- ⑥プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

(3) 二次審査手順

採点基準に基づき採点し、審査委員6名の合計点が最も高い提案者を受託候補者とする。最高得点の点数の同じものが2者以上あるときは、くじにて順位を決定する。

但し、最高得点の提案者の合計点が満点の6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募することとする。

(4) 受託候補者の通知

二次審査の結果については、すべての提案者に書面で通知を行う。なお、審査の結果・内容に関する問い合わせは一切回答しない。

(5) 審査結果等の公表

審査に関する情報の公開は、二次審査終了後に行う。

また、審査の結果については、以下の内容について市ホームページに公表する。

- ① 受託候補者の名称、所在地、総得点、審査基準ごとの得点、提案金額
- ② 受託候補者の選定理由
- ③ 企画提案書を提出した者の名称、所在地及び提案者数
- ④ 受託候補者以外の提案者の総得点、審査基準ごとの得点

※但し、受託候補者以外の提案者の名称は「B社、C社」等として公表する。

[審査基準及び配点]

審査基準	評価内容	配点
①実施方針	事業の実施方針は該当地内の現状や将来の見通しも含めて具体的に示されているか。	5
	業務の目的及び内容を十分に理解した上で各事業の実施方針が立てられているか。	5
②業務遂行能力	実施体制・管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われており、組織として業務実行ができるか。	5
	実施計画やスケジュールは適正であるか。	5
	事業実績が十分にあり、関係者とのネットワーク構築など事業の確実な実施が期待できるか。	5
③提案内容の妥当性、実現性、独自性	2市1町圏域内の観光資源が使用されているか。また、新規性を持った観光資源の掘り起こしがされているか。	10
	①来年度以降持続可能な体制が具体的に構築できているか。 ②安定的に観光ルートとして提供できる様に明確なターゲット指定がなされたものを作成し、魅力的な観光ルートの設定ができているか。	10
	①新規ルート開発に係る会議（2市1町担当職員報告会等）を開催し、担当職員からの意見を踏まえ、新規ルート開発や販路開拓に取り組むことが可能となっているか ②2市1町圏域のPR、知名度の向上、地域経済活性化に寄与しているか。	10
	モニターツアーの企画、アンケート実施は圏域外へ新規観光ルートを広く周知するため、効果的に実施されることが見込まれるか。 おもてなし研修の実施について事業者に対する効果的な実施が見込まれるか。	10
	新規観光ルート、既存観光ルートを周知する広報（チラシ・ポスター）について独自の提案・工夫が見られるか。 2市1町圏域の観光ルートとして魅力を感じる広報物となっているか。 チラシ、ポスター以外にも効果的な広報が行われているか	10
	多くの人々が利用できるよう、市内外への戦略的な販路開拓（新たな販売先の開拓手法や営業計画、バイヤー等）を提案しているか。	10
④プレゼンテーション	業務知識を十分に活かした分かりやすい説明であり、質問に対する応答が的確であるか。	5
	プレゼンテーションから積極的に取り組む意欲が感じられるか。	5
⑤見積金額	事業金額は適正な見積りとなっているか。	5
合 計		100

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

①受付期限 令和3年5月31日（月）午後5時15分まで

②質問方法 質問票（様式2）に必要事項を記入のうえ、下記メールアドレス宛てに電子メールで送信し、その旨を電話にて連絡のこと。電話及び直接来庁による質疑には応じない。

【メールアドレス】 shoukou@city.iizuka.lg.jp

【電話連絡先】 飯塚市経済部商工観光課

TEL0948-22-5500（内線1463） 担当：林、田中

(2) 質問に対する回答

令和3年6月2日（水）までに飯塚市ホームページに掲載する。

8 参加表明書の提出

プロポーザル参加希望者（以下「参加希望者」という。）は、「プロポーザル参加表明書（様式1）」（以下「表明書」という。）を下記の要領で提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(1) 参加希望者は、表明書を、令和3年6月4日（金）午後5時15分（郵送の場合は午後5時15分までに必着）までに郵送、又は、持参すること。

(2) 表明書を持参する際は、事前に下記の連絡先へ開庁時間内（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

【提出先】 〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市経済部商工観光課

【連絡先】 TEL0948-22-5500（内線1463） 担当：林、田中

(3) 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和3年6月7日（月）午後5時15分までに「辞退届（様式3）」を提出すること。提出方法は、前号(2)と同様とする。

(4) 表明書には、法人の概要の分かる資料（任意様式、法人のパンフレットでも可）を10部、添付すること。

9 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和3年6月9日（水）午後5時15分まで

(2) 提出方法

提案書等は飯塚市へ直接持参するものとし、事前に下記の連絡先へ開庁時間内（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

【提出先】 〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市経済部商工観光課

【連絡先】 TEL0948-22-5500（内線1463） 担当：林、田中

(3) 必要書類（証明書類は、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）

※飯塚市有資格者名簿登載者は、①、②、③、④、⑤の提出は不要

①商業登記簿謄本（写しでも可）・・・・・・・・・・1部

②直近決算の財務諸表・・・・・・・・・・1部

③国税、県税、市税の納税証明・・・・・・・・・・各1部

（未納がないことが確認できるもの。写しでも可）

④印鑑証明書（原本のみ）・・・・・・・・・・1部

⑤委任状（任意様式）※支店・営業所等を代理人とする場合・・・・・・・・・・1部

⑥業務実績調書（様式4）・・・・・・・・・・10部

⑦業務体制表（様式5）・・・・・・・・・・10部

⑧見積書及び見積内訳書（任意様式）・・・・・・・・・・10部

⑨提案書（任意様式 ※下記参照）・・・・・・・・・・10部（正本1部、副本9部）

10 提案書の作成要領及び記載内容

【提案書作成要領】

①提案書は、表紙・目次・本編で構成し、可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。

②提案書はA4長辺綴じ片面25ページ以内（表紙、目次は提案書のページ数には算入しない）とし、文字の大きさは10ポイント以上とすること。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えない。

③提案書の提出部数は正本1部、副本9部とする。（正本1部にのみ事業者名、代表者名を記載し、副本には事業者名等、事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を表記しないこと）

④表紙は、「戦略的広域観光振興事業委託に係る提案書」と記述し、正本にのみ代表者印の押印をすること。

⑤様式の定めのない書類は、任意様式で可。

【提案書の記載内容】

提案書は、下記の項目①から⑨の順番に沿って、提案内容をそれぞれ具体的に記載し、①から⑨の項目名はタイトルとして記載すること（記載順、項目名変更不可）。

①実施方針について

今年度の事業に対する実施方針（貴社の基本的な考え方）について、本事業の目的及び仕様書「5 委託業務の内容」を踏まえ、業務ごとに具体的に記載すること。

②事業実施体制及びスケジュールについて

本事業を受託した場合の人員配置等の事業実施体制、担当するメンバーについて、氏名、役職、経験年数、主な実績等を記載すること。

仕様書「5 委託業務の内容」に関する具体的な全体スケジュール及び作業行程を記載すること。

③これまでの実績について

過去に受託した本業務と同種又は類似業務の成功事例の取り組み内容と効果を具体的に記載すること。

④新規観光ルートの開発

2市1町圏域内に内在する観光資源を利用した新規観光ルートについて、2種類以上の具体的な提案をすること。

新規観光ルートの開発にあたり、利用する観光資源を記載し、具体的な観光ルート案まで記載を行うこと。観光施設事業者との連携手法を具体的に記載すること。

2市1町の当該事業担当職員を対象とした事業報告会を開催し、進捗状況の報告や担当職員からの意見を踏まえた開発を行い、開発する商品が、2市1町の知名度向上や地域経済活性化にどのように寄与するかわかるように記載をすること。

また、新規観光ルートの開発に当たっては観光資源割合を56%(飯塚市):28%(嘉麻市):16%(桂川町)の割合で作成し、割合内容を記載すること。

⑤モニターツアーの企画・アンケートの実施

モニターツアーの具体的な企画案、モニターツアー時のアンケートの実施方法・分析方法について記載すること。

なお、アンケートの実施結果を踏まえた分析を行い詳細に報告すること。

⑥広報物の作成

パンフレット及びポスターはコンセプトとデザイン案を記載すること。パンフレット、ポスターを含め様々なツールによる具体的な広報について記載すること。

パンフレットの作成については日本語を含めた4か国語【日本語・英語・韓国語・中国語(簡体語)】を行うこと。

⑦国内外営業

新商品及び既存商品の営業先の開拓手法及び営業計画について、日本国内、日本国外に分けて具体的に記載すること。

⑧おもてなし研修の実施

関連する観光施設・事業者・案内人等に向けたおもてなし研修会の内容について具体的な提案をすること。

⑨その他

業務を遂行するための自己のアピールポイントや本事業の目的を達成するにあたり、独自の取り組みがあれば具体的に記載すること（任意記載）。

11 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しない場合
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (3) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できない、または締結の意思が認められない場合
- (6) 2 業務概要(5)見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- (7) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年飯塚市告示第28号）の規定に該当する行為が認められた場合
- (8) 選定委員会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (9) その他審査の公平性に影響がある行為があったと認められる場合

12 契約の締結等

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。また、受託候補者が、契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次順位の者と契約の手続きを進めるものとする。

13 留意事項

新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念されているため、今後の状況によっては業務内容や委託期間の変更、契約の解除等が生じる可能性がある。

14 その他

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案書等について提出後は参加希望者からの記載内容の変更は認めない。ただし、受託後に2市1町との協議によって、変更が生じる場合がある。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、最適任者を特定する以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等については、飯塚市情報公開条例（平成18年飯塚市条例第10号）第8条2号に該当するものを除き、原則公開とする。
- (6) 提案書の作成のために飯塚市から受領した資料は、飯塚市の了解なく公表、使用してはならない。
- (7) 審査結果について一切の異議申立ては出来ないものとする。
- (8) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成、提出等それらに係る費用の一切は参加者の負担とする。